平成２７年（フ）第１３４号
山梨県甲府市宮原町1290番地６
債務者　中村　公明
１　決定年月日時　平成27年６月22日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀内　寿人
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
滋賀県草津市西大路町10番５―207号　シャルマンコーポ、前住所滋賀県栗東市安養寺５丁目３番39―603号
債務者　加藤　周一
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　雅和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０４号
広島市南区黄金山町20番10―201号
債務者　児玉　一成
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　滑川　和也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２号
北海道余市郡余市町黒川町18丁目26番地８、前住所北海道余市郡余市町黒川町15丁目13番地10
債務者　小杉　武治
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村越　　仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月１日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６９６号
大阪府東大阪市若江西新町４丁目12番14号西新町ハイツ103号、申立時の住所大阪府東大阪市新庄２丁目14番31号　まあま鴻池306号室
債務者　山本　岩吉
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古川　智祥
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９９９号
大阪市淀川区三津屋中２丁目３番３号　テラスコート三津屋102号
債務者　田村　リア
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　一津屋香織
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９３号
大阪府茨木市新堂１丁目７番19号　パステル新堂302号
債務者　岸野　貞雄
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　貴則
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３０４号
大阪市北区南森町２丁目３番７―505号、前住所大阪府東大阪市南鴻池町２丁目５番７号
債務者　田島　　直
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤澤　泰子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月10日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１４２号
沖縄県那覇市西１丁目10番３―203号　光風荘
債務者　崎山　　武
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村ゆかり
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成27年８月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６６号
山形市鳥居ヶ丘12番６号
債務者　佐藤　良子
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７０号
山形県東村山郡山辺町大字北垣106番地、住民票上の住所山形市松見町18番６号
債務者　日野　　衛
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７６号
山形県天童市小関２丁目６番24号
債務者　山本　康平
１　決定年月日時　平成27年６月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７４号
奈良県橿原市十市町809番地の１
債務者　からおけ微笑こと　西岡　佳代
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
奈良県香芝市畑３丁目817番地１　ロイヤルビュー香芝302号
債務者　田端　信由
１　決定年月日時　平成27年６月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１２１号
奈良県橿原市石川町425番地　オークマンション201、前住所神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤１丁目５番５号　堤マンション102
債務者　メディアシステムこと　渡邊　　洋
１　決定年月日時　平成27年６月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９５号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目３番３号
債務者　平松　優二
１　決定年月日時　平成27年６月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係